屋外広告業登録申請書・添付書類一覧と注意事項

登録申請に必要な書類は表のとおりです。それぞれ1部ずつ作成し、西宮市都市デザイン課へ 郵送もしくは持参してください。

なお、申請者が個人である場合、当該個人が未成年者である場合及び法人である場合と、3つの 区分においてそれぞれ提出書類が異なりますので、ご注意ください。

屋外広告業登録(新規・更新)申請提出書類等一覧

		申請者の区分				
書 類 名 称			個人			様式等
			成年	未成年	法人	
登録申請書			0	0	0	様式15号
	誓約書	申請者	0	0	0	様式16号
(A)	住民票	申請者	0	0	_	
		法定代理人	_	0		
		役員	_	_	0	
		業務主任者	0	0	0	
	登記事項証明書	申請者	_	_	0	
	略歴書	申請者	0	0	_	様式17号
		法定代理人	_	0	_	様式 17 号
		役員	_		0	様式 17 号
		業務主任者	0	0	0	様式 18 号
	業務主任者の資格を証する書面の写し		0	0	0	
	委任状		Δ	Δ	Δ	

- 注) 表に示す他、民法第6条で営業を許された未成年者が申請者である場合は、登記(商法第5条・商業登記法第43条~)を確認します。
 - ○「委任状」は代理人が手続きする場合のみ必要です。(押印不要)
 - 郵送手続きの場合は、返信用封筒を2通ご用意ください。(納付書送付用と登録証送付用)
- ※登録・更新手数料1万円については、申請書類の審査完了後に納付書を発行しますので、納付書 裏面記載の各金融機関で納付して下さい。(収入証紙不可)

登録申請書等記入に関する注意事項

【登録申請書:様式 】

●「法人にあっては、その役員」の欄

法人申請の場合は、登記事項証明書にある**役員全員分(監査役以外)**の氏名及び役職を記入して下さい。欄が不足する場合は、「別紙参照」として別紙に一覧を添付してください。

● 裏面(営業所・業務主任者)

- ①西宮市内に営業所を有する場合は、その全ての営業所、及び西宮市内で業を営もうとする営業所を全て記入してください。ここに記入が無い営業所は、西宮市内で業を営むことができません。
- ②営業所がない場合は「該当なし」と空白欄に記載して下さい。
- ③営業所が複数ある場合は営業所ごとに資格を有する業務主任者が必要になります。
- ④営業所の業務主任者の氏名の欄は、必ず記入して下さい。業務主任者の記入の無い営業所は 西宮市内で業を営むことができません。

【申請者(本人・法定代理人・法人の役員)の略歴書:様式 】

- 法人申請の場合
 - ・登記事項証明書にある役員全員分(監査役・監事を除く。)の略歴書が必要です。
 - ・各役員の住所確認のため、**役員全員分(監査役・監事を除く。)の住民票**を添付して下さい。
- ●「職歴」の欄

屋外広告業に関する職歴のみ、最近のものから順次記入して下さい。

●「行政処分等」の欄

必ず記入して下さい。なお、無い場合は「無し」と記入して下さい。

【業務主任者の略歴書:様式 】

- 営業所を複数申請する場合は、営業所数に見合う業務主任者の略歴書が必要になります。
- 業務主任者の資格を証する書面の写し
- ●「職歴」の欄

屋外広告業に関する職歴のみ最近のものから順次記入して下さい。